

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第1項の登録</u>（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときには、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録または同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録</u>（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときには、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、教育</p>

<p>ア～エ 省略</p> <p>(4)～(10) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>7 人権への配慮等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員は、園児に対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>8～14 省略</p>	<p>および保育を行う時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(4)～(10) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>7 人権への配慮等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員は、園児に対し、<u>法第27条の2第1項各号</u>に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>8～14 省略</p>
--	---